

法令名	国土利用計画法（事後届出関係） <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">{</td> <td style="padding: 0 10px;">           昭和49. 6. 25 法律第92号            改正 平成29. 4. 26 法律第25号         </td> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</td> </tr> </table>	{	昭和49. 6. 25 法律第92号 改正 平成29. 4. 26 法律第25号	}
{	昭和49. 6. 25 法律第92号 改正 平成29. 4. 26 法律第25号	}		
制度の趣旨	土地の投機的取引や地価の高騰を防ぎ、適正かつ合理的な土地利用の確保を図る。			
規制等内容	<p>1 土地に関する権利の移転等の届出（法第23条）</p> <p>（1）届出対象 土地に関する所有権、地上権、賃借権等、又はこれらの取得を目的とする権利の移転又は設定であること。</p> <p>①上記の契約で次の面積規模の土地 市街化区域2,000㎡以上 市街化区域を除く都市計画区域5,000㎡以上 都市計画区域外10,000㎡以上</p> <p>②適用除外例（一部）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民事調停法による調停に基づく場合</li> <li>・土地収用法第26条第1項の規定による事業認定の告示（都市計画法、その他の法律の規定により事業の認定の告示とみなされるものを含む）に係る事業の用に供される土地</li> <li>・農地法第3条第1項の許可を受けることを要する場合。</li> <li>・当事者の一方又は双方が国等である場合。</li> </ul> <p>（2）届出期限 契約を締結した日から起算して二週間以内であること。</p>			
届出にかかる勧告の基準	<p>1 勧告（法第24条） 土地利用基本計画その他の土地利用に関する計画に適合せず、当該土地を含む周辺の地域の適正かつ合理的な土地利用を図るために著しい支障があると認めるときは、土地利用審査会の意見を聴いて、その届出をした者に対し、その届出に係る土地の利用目的について必要な変更をすべきことを勧告することができる。</p> <p>2 勧告した場合（法第25条～法第27条）</p> <p>（1）勧告に基づき構じた措置の報告（法第25条）</p> <p>（2）勧告に従わないときは、その旨及び内容を公表する。（法第26条）</p> <p>（3）勧告に従うときは、権利の処分についてあっせん等の措置を構ずる（法第27条）</p>			
届出手順	<pre> graph TD     A[届出者] --&gt; B[市町村長 (受理)]     B --&gt; C[用地対策課]     C --&gt; D[土地利用審査会]     D -- "勧告の場合 意見を聞く" --&gt; C     C -- 審査 --&gt; E[不勧告]     C -- 審査 --&gt; F[勧告]     F --&gt; A     G[3週間] --- C   </pre>			
照会先	県土整備部用地対策課（088-621-2526）			